

古代における里と村 — 史料整理と分析 —

平川 南

Materials for the Study of *Mura* and *Sato* in Ancient Japan

はじめに

- ① 正史・律令行政文書における「村」記載
- ② 正史・律令行政文書以外の史料における「村」記載
- ③ 史料別検討結果の整理
- ④ 辺境の地と「村」
- ⑤ 勝示札「深見村□郷」
- ⑥ まとめと今後の課題

【論文要旨】

古代日本における地方行政機構の末端に位置する「里」と「村」との関係は、極めて重要なテーマで、膨大な研究蓄積があるにもかかわらず、いまだ明確にされていない。

その原因は、おそらく「里」と「村」の時期的変遷と史料別検討を整理する作業があまりなされなかったからではないか。

時期的変遷からみるならば、まず村が各地域に成立し、その村のまとまりを基礎としつつ、各戸を五十戸に編成し、行政単位として「里」が作られた。ここに「里」と「村」が併存する状況が生まれる。この状況が、史料ごとに多様に記載され、「里」と「村」の関係が不鮮明になってしまったとみられる。

そこで、古代の文献史料の中で地名を表示する場合、どのような場合に「村」と表記されているか、史料別に整理検討する必要がある。正史・律令行政文書と律令行政文書以外の史料に大別してみるならば、「村」は後者の方がより多用されていたといえ

よう。次に史料別に整理した「村」の表記に共通するものが見い出せれば、それを「村」の特質とすることができると考えられる。さらに史料のなかには、その特質にもとづいて幅広く活用した「村」表記と理解できるものもあるであろう。

以上の視点に基づき、史料整理と分析の結果、次のような結論を導き出した。

「村」表記の特質は地点・領域表示であり、この特質を利用して国―郡―里という律令行政機構を補完したと考えられる。さらには、新たな行政区画単位として「村」の機能を活用・昇華したのが、遷都地・離宮地の「村」、辺境の地における大規模な「村」、そして最古のお触れ書きである石川県加茂遺跡出土の勝示札にみえる「深見村」の例ではないか。

近年、各地の出土文字資料にみえる地域名は、おそらく「村」に深く関連すると思定される。今後の課題としては、それらを有力な手がかりに、史料的に大きく制約されている「村」の結合のあり方や編成原理の解明を試みたい。

はじめに

二〇〇〇年九月、石川県津幡町加茂遺跡で発見された加賀郡勝示札は、「朝は寅時（午前四時ごろ）に農作業にでかけ、夜は戌時（午後八時ごろ）に家に帰ること」で始まり、村人の生活の心得八カ条が記されていた。^①

郡からの下達文書（「郡符」）の宛所は、「深見村□郷」とある。「深見村」が「□郷」の上位に表記されている事実は、改めて律令国家における里（「郷」も含めて、以下小稿では「里」とのみ表記する）と村の関係を問い直すことの必要性をものがたっている。すなわち、地方行政機構の末端に位置する「里」と「村」との関係、「村」そのものの本質が、この勝示札という新たな資料の出現によって改めて問い直されているといえよう。

申すまでもなく、「里」と「村」は戦後の日本古代史研究の最重要テーマの一つとして、膨大な研究蓄積がある。その研究史整理として、最も適切なものは、吉岡真之氏「郡と里と村」（『日本村落史講座』所収）^②があげられる。

本論を展開する基調ともいべき氏の指摘した主要な点は、簡略に記せば、次のとおりである。

五十戸一里制という行政村落制度と「村」を同一レベルに置いて論じたり、無媒介に里が「村」をどのように編成したかを論じることには問題があるかとする。

そして、地方行政機構の末端に位置する里とは別に「村」が存在したことをふまえて、今後の村の研究は、「村」と里との関係および「村」の性格を明らかにすること、とくに「村」の結合のあり方や編成原理を考察することが不可欠であると指摘している。

これまでの里と村の関係が明確にされなかった最大の要因は、まず資

（史）料の属性いわば里と村に関する記載について資（史）料そのものの性格を問うことなく、一律に論じたことにあるのではないか。つきに想定される要因としては、里と村の関係について、その本来的特質と展開・活用の状況を歴史の変遷のなかでとらえてみる試みがなされなかったことがあげられよう。

本論では、この二点―「史料軸と時間軸」―を念頭におきながら古代における里と村の関係を明らかにしてみたい。

鬼頭清明氏は、八世紀代の史料を中心に「村」に関する文献史料を抄録し、それらの史料を分析して「村」の属性を次のように抽出した。^③

- ① 「村」は、人間の現実の居住区である。
- ② 「村」は、土地の所在を示す場合にも使用される。
- ③ 「村」は「村長」「村刀祢」などを中心に村独自の身分秩序を形成していた集団である。
- ④ 「村」は宗教活動の一単位として機能する場合がある。
- ⑤ 「村」は公の租税賦課に関連してみられる場合があり、公的支配と関連がある。
- ⑥ 「村」という用語は編戸とのかかわりでは使用されたことはない。
- ⑦ 「村」は僻地で未編戸のままの人々の居住区と考えられる場合がある。

しかし、上記のような7項目にわたる「村」の属性は個別に抽出されたものであり、しかも鬼頭氏は村に関する文献史料を史料ごとに内容分析したわけではない。古代の里と村の関係を明確にするためには、まず、史料ごとに整理する必要があると考えられる。

以下、本稿でとりあげる史料については、主として鬼頭清明氏「郷・村・集落」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第二二集）のなかに収められた「村」関係史料抄による。ただ、その史料抄について引用箇所・引用文などを一部訂正および未収載史料を追加したことをお断りしてお

きたい。史料番号は本稿で新たに付したものである。

① 正史・律令行政文書における「村」記載

a 続日本紀(三代実録)

〔村から建郡〕

史料1 『続日本紀』和銅二(七〇九)年十月庚寅条

備後国葦田郡甲努村。相去郡家。山谷阻遠。百姓往還。煩費太多。

仍割品遅郡三里。隸葦田郡。建郡於甲努村。

『和名抄』元和古活字本

備後國第百十五

品治郡

驛家 品治 狩道 佐我 石茂

神田 服織

葦田郡

佐味 廣谿 葦浦 都禰 葦田

驛家

甲奴郡

矢野 甲奴 田總

葦田郡甲努村は郡家から隔絶されていることを理由に、まず品遅郡の三里を葦田郡に移管し、そのうえで葦田郡から甲努村を分離して甲努郡を建てたのである。

〔村から建郡〕

史料2 『続日本紀』靈龜元(七一五)年十月丁丑条

陸奥蝦夷第三等邑良志別君宇蘇弥奈等言。親族死亡子孫数人。常恐被狄徒抄略乎。請於香河村。造建郡家。為編戸民。永保安堵。又蝦

夷須賀君古麻比留等言。先祖以来。貢獻昆布。常採此地。年時不闕。今国府郭下。相去道遠。往還累旬。甚多辛苦。請於閉村。便建郡家。同百姓。共率親族。永不闕貢。並許之。

八世紀前半の陸奥国の北部において、服属した蝦夷からの申請により、一つは国家に従わない蝦夷の攻撃を恐れて香河村に郡家を、もう一つは昆布を貢献していた閉村が国府から遠いことを理由に郡家をそれぞれ建てることを願ひ許されている。

〔二点間地点表示〕

史料3 『続日本紀』神護景雲二(七六八)年八月庚申条

下総国言。天平宝字二年。本道問民苦使正六位下藤原朝臣淨弁等具注心掘防毛野川之状申官。聽許已訖。其後已經七年。得常陸国移田。今被官符。方欲掘川。尋其水道。当決神社。加以百姓宅所損不少。

是以具状申官。宜莫掘者。此頻年洪水。損決日益。若不早掘防。恐渠川崩埋。一郡口分二千余田。長為荒廢。於是仰兩國掘。自下総国

結城郡少塩郷少嶋村。達于常陸国新治郡川曲(田)郷受津村一千余丈。其兩國郡堺。亦以旧川為定。不得隨水移改。

是に兩國に仰せて掘らしむ。下総国結城郡少塩郷少嶋村より常陸国新治郡川曲(田)郷受津村に達るまで一千餘丈なり。その兩國の郡堺も亦旧川を以て定とす。水に随ひて移し改むること得ず。

河道の改修は、下総国結城郡少塩郷少嶋村から常陸国新治郡川曲(田)郷受津村にいたる一千余丈にわたった。某地点から某地点までの距離を示す時は、まず〇〇国〇〇郡〇〇郷と律令行政区画で表記したうえで、A〓B地点という表示には「少嶋村」「受津村」と明示する必要があったのである。

〔住居地表示〕

史料4 『続日本紀』宝龜三(七七二)年四月庚午条

正四位下近衛員外中将兼安芸守勲二等坂上大臣寸苺田麻呂等言。以

檢前忌寸。任大和国高市郡司元由者。先祖阿智使主。輕嶋豊明宮敷
宇天皇御世。率十七隼人夫婦化。詔賜高市郡檢前村而居焉。(下略)

渡来人が列島内のある地に居をかまえた場合に、「○○村に居す」と表
記する。そしてその村名をウジ名とするのである。大和国高市郡檢前村
に居したことから、檢前忌寸というウジ名を冠した。

〈住居地表示〉

史料5 『統日本紀』宝龜五(七七四)年十月己巳条

散位從四位下国中連公麻呂卒。本是百濟国人也。其祖父德率国骨富。
近江朝廷歲次癸亥。属本蕃喪乱帰化。天平年中。聖武皇帝発弘願。
造盧舍那銅像。其長五丈。当時鑄工無敢加手者。公麻呂頗有巧思。
竟成其功。以勞遂授四位。官至造東大寺次官兼但馬員外介。宝字二
年。以居大和国葛下郡国中村。因地命氏焉。

前の例と全く同じ。造東大寺次官の国中連公麻呂は、もと百濟国人で
あり、列島に渡来し、大和国葛下郡国中村に居したことから、国中連と
称したのである。

〈住居地表示〉

史料6 『統日本紀』延暦十(七九一)年十二月丙申条

讚岐国寒川郡人外從五位下佐婆部首牛養等言。牛養等先祖出自紀田
鳥宿祢。田鳥宿祢之孫米多臣。難波高津宮御宇天皇御世。從周芳国
遷讚岐国。然後。遂為佐婆部首。今牛養幸籍時来。獲免負担。雲雨
之施。更無所望。但在官命氏。因土賜姓。行諸往古。伝之来今。其
牛養等居处在寒川郡岡田村。臣望賜岡田臣之姓。於是。牛養等戸二
十烟依請賜之。

讚岐国寒川郡佐婆部首牛養等は、寒川郡岡田村に居した。

〈到来地点表示〉

史料7 『三代実録』貞観十四(八七二)年五月十五日(甲申)条

勅遣從五位上守右近衛少将藤原朝臣山陰。到山城国宇治郡山科村。

郊迎勞渤海客。領客使大春日朝臣安守等。与郊勞使。共引渤海国入
觀大使政堂省左允正四品慰軍上鎮將軍賜紫金魚袋楊成規。副使右猛
貴衛少将正五品賜紫金魚袋李興晟等廿人入京。安置鴻臚館。

渤海客を迎えるための遣使が到着した地点を「山城国宇治郡山科村」
と表記した。

〈到来地点表示〉

史料8 『三代実録』貞観五(八六三)年十一月十七日(丙午)条

先是。丹後国言。細羅国人五十四人來着竹野郡松原村。問其来由。
言語不通。文書無解。其長頭屎鳥舍漢書答云。新羅東方別嶋。細羅
国人也。自外更無詞。因幡国言。新羅国人五十七人。來着荒坂浜頭。
略似商人。是日。勅給程粮。放却本蕃。

細羅国(新羅東方別島)人が來着した地点を丹後国竹野郡松原村と記
している。同じく新羅国人が來着した地点は「荒坂浜」と具体的な浜名
で示している点も注目される。

〈住居地表示〉

史料9 『三代実録』貞観九(八六七)年十一月十日(乙巳)条

下知摂津。和泉。山陽。南海道等諸国曰。如聞。近来伊予国宮崎村。
海賊群居。掠奪尤切。公私海行。為之隔絶。凡可捕件賊之状。頻繁
仰下。督促慰勸。(下略)

海賊が群居する所として、「伊予国宮崎村」があげられているのである。

〈国・郡境地点表示〉

史料10 『日本後紀』延暦十六(七九七)年三月戊子条

先是甲斐相模二国相争国堺。遣使定甲斐国都留郡□留村東辺砥沢為
兩國堺。以西為甲斐国地、以東為相模国地、

甲斐国と相模国の国境をめぐる争いは、甲斐国都留郡□留村東辺砥沢
を堺として、以西を甲斐国地、以東を相模国地と定めた。ここでも、兩
国の国境は、「□留村」という村名で表記しているのである。

史料16 『日本紀略』前篇十三 延暦三(七八四)年五月丙戌条
遣_二中納言藤原小黒麿等於山背國_一。相乙訓郡長岡村之地。爲_レ遷_レ都也。

史料17 『続日本紀』延暦四(七八五)年五月癸丑条

其山背國者。皇都初建既爲輦下。慶賞所被。合殊常倫。今年田租。特宜全免。又長岡村百姓家人大宮処者。一同京戸之例。

延暦三年、桓武天皇の命をうけ、藤原小黒麻呂らが新京の地と定めたのが「山背國乙訓郡長岡村」である。「長岡村」は、のちに長岡宮・京が置かれる地であり、翌四年五月には、長岡村の百姓で大宮処に家が入る者は京戸と同じに扱ふこととされている。

〔参 考〕

史料18 『日本書紀』敏達天皇十二(五八三)年是歳条

敏達朝に、任那復興のため、火葦北国造の子が日羅を百濟より召喚するが、日羅は殺害され、その妻子を「石川百濟村」に、水手等を「石川大伴村」にそれぞれ居いたという。

〔百濟村 〔和名抄〕河内国錦郡百濟郷〕

史料19 『日本書紀』崇峻天皇即位前紀

物部守屋大連の資人捕鳥部萬、萬は名なり。一百人を將て、難波の宅を守る。而して大連滅びぬと聞きて、馬に騎りて夜逃げて、茅渟縣の有真香邑に向く。

〔茅渟県は天皇直轄の地。有真香邑は「延喜式」(神名)の和泉郡条にみえる阿理莫神社の所在地とされている。〕〔岩波・日本古典文学大系「日本書紀」下巻注〕

史料20 『日本書紀』天武天皇元(六七二)年七月条

壬申の乱の状況記述のなかに、地域名記載が頻出する(抜粋)。

○男依等瀬田に到る。〔「和名抄」近江国栗太郡勢多郷〕

○三百の軍士を率て、龍田に距かしむ。

○復、佐味君少麻呂を遣して、数百人を率て、大坂に屯ましむ。

〔「和名抄」大和国葛上郡大坂郷〕

○是の日に、坂本臣財等、平石野に次れり。

『日本書紀』のうち推古朝以降の記事では、地点表記「瀬田」「龍田」「大坂」「平石野」などは「○○村」とは記さない。

b 木簡

史料21 平城宮^⑤ 東三坊大路東側溝SD六五〇出土。

〔往還〕
〔被盜カ〕
□□□□告知 □□斑牡牛一頭 誌左右本□在歳六許
応告賜山辺郡長屋井門村 右牛以十一月卅□□
聞給人益坐必々可告給 ○五一型式

『和名抄』大和国山辺郡長屋郷がみえる。「山辺郡長屋井門村」は、おそらく「山辺郡長屋(郷)井門村」のことであろう。盗まれた牛の探索結果の報告先として「長屋井門村」と場所を郡里よりも限定し明記したのではないか。さきにあげた史料3の『続日本紀』神護景雲二年八月庚申条の「下総国結城郡少塩郷少嶋村」のような表記と理解してよいであろう。

史料22 藤原宮^⑥ 東面大垣外濠SD一七〇出土。

〔紀伊国海部郡□里木本村海部宇手調 ○三九型式

〔大安寺伽藍縁起并流記資材帳〕によれば、

〔合墾田地玖佰參拾貳町

在紀伊国海部郡木本郷佰漆拾町〕

とあるが、『和名抄』には、海部郡には「木本郷」はみえない。

史料23 平城宮^⑦ 東張り出し部西辺SK三二六五土坑出土。

〔但馬国養父郡老左郷赤米五斗 村長語部広麻呂
天平勝宝七歳五月 天平勝宝七歳五月 〇三七×二六×六
三二型式

「老左郷」は『和名抄』養父郡「遠佐郷」に相当する。「村長」は「郷長」と同一人物か。

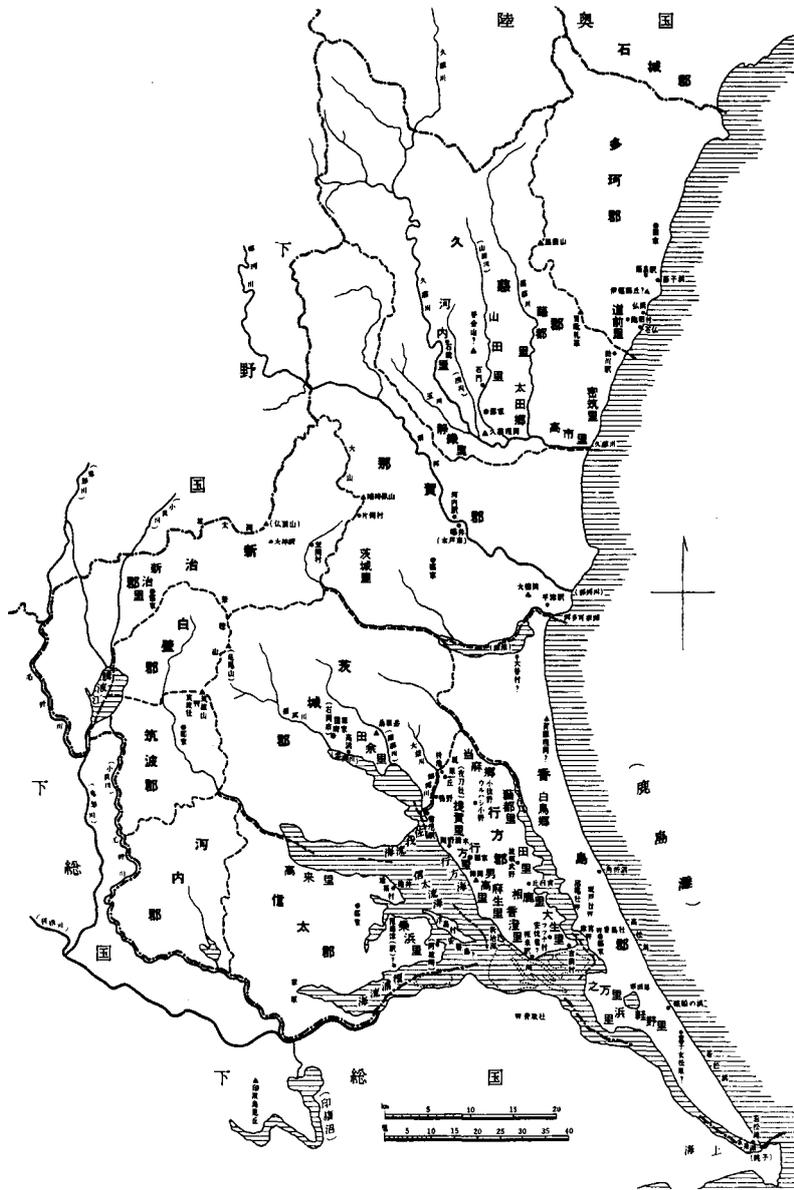


図1 常陸国風土記〔地名推定地〕
 (『日本古典文学大系 風土記』岩波書店より)

史料24 平城宮 二条大路北側溝S D 二二五〇出土。

・「備中国手田郡大飯郷新里庸米」

・「四斗五升田中里一斗五升右二村一俵」

二一九×二三×六
 〇三三型式

「手田郡大飯郷」は『和名抄』には「哲多郡大飯郷」とみえる。「新」

里」四斗五升と「田中里」一斗五升を二里合成すると六斗一俵となる。

その場合、「新里」「田中里」を「右二村」と表記していると解される。

史料23と同様に、「村」を基盤として、「里」が設定された状況をよく伝

えているのであろう。

②正史・律令行政文書以外の史料における「村」記載

a 風土記

(『日本古典文学大系 岩波書店』以下、読み下し文はすべてこれによる)

1、常陸国風土記

『常陸国風土記』の「村」記載の特徴について、行方郡条を例として

分析してみたい。

○郡より西北のかたに提賀の里あり。

(『和名抄』提賀郷)

史料25

○此（提賀里）より北に、曾尼の村あり。古、佐伯ありき、名を疏橋毗古といふ。名を取りて村に着く。今、駅家を置く。此を曾尼の駅と謂ふ。

〔『和名抄』曾祢郷〕

〔『延喜式』（兵部）曾祢駅〕

○郡の南七里に男高の里あり。

〔『和名抄』小高郷〕

○麻生の里あり。

〔『和名抄』麻生郷〕

○郡の南二十里に香澄の里あり。

〔『和名抄』香澄郷〕

史料26

○此より南十里に板来の村あり。近く海浜に臨みて、駅家を安置けり。此を板来の駅と謂ふ。（略）建借間命へ『古事記』神武天皇の皇子）、（略）此の時、痛く殺すと言ひし所は、今、伊多久の郷と謂ひ、臨斬ると言ひし所は、今、布都奈の村と謂ひ、安く殺ると言ひし所は、今、安伐の里と謂ひ、吉く殺くと言ひし所は、今、吉前の邑と謂ふ。

〔『和名抄』板来郷〕

〔『延喜式』（兵部）板来駅〕

○郡より東北のかた十五里に当麻の郷あり。

〔『和名抄』当麻郷〕

○此より南に芸都の里あり。

〔『和名抄』芸都郷〕

○其の南に田の里あり。

〔『和名抄』道田郷にあたるか。〕

史料27

○此より南に相鹿・大生の里あり。古老のいへらく、倭武の天皇、相鹿の丘前の宮に坐しき。此の時、膳炊屋舎を浦浜に構へ立て、膳を編みて橋と作して、御在所に通ひき。大炊の義を取りて、大生の村と名づく。又、倭武の天皇の後、大橋比賣命、倭より降り来て、此の地に参り遇ひたまひき。故、安布賀の邑と謂ふ。

〔『和名抄』逢鹿郷〕

〔『和名抄』大生郷〕

『常陸国風土記』の村記載は、「大生村」、「安布賀邑」に代表されるように、「古老曰倭武天皇、坐相鹿丘前宮：」「又、倭武天皇之后、大橋比賣命 自倭降来：」と、古くは○○村と称し、今は○○里という表記となっている。このような記載は、後掲の『播磨国風土記』にほぼ類似したものと判断できるであろう。

口、出雲国風土記

史料28 出雲郡

通意字郡塚佐雜村 一十三里六十四歩 (出雲郡—意字郡の郡境)

通神門郡塚出雲大河辺 二里六十歩 (出雲郡—神門郡の郡境)

通大原郡塚多義村 一十五里三十八歩 (出雲郡—大原郡の郡境)

史料29 神門郡

神門川 源出飯石郡琴引山 北流 即經来嶋波多須佐三郷 出神門

郡余戸里門立村 即經神戸朝山古志等郷 西流入水海也 則有年魚

鮭麻須伊具比 (神門郡—飯石郡の郡境)

史料30 神門郡

通同郡塚与曾紀村 二十五里一百七十四歩 (神門郡—飯石郡の郡境)

史料31 飯石郡

通神門郡塚与曾紀村 二十八里六十歩 (飯石郡—神門郡の郡境)

史料32 仁多郡

通大原郡塚辛谷村 一十六里二百三十六歩 (仁多郡—大原郡の郡境)

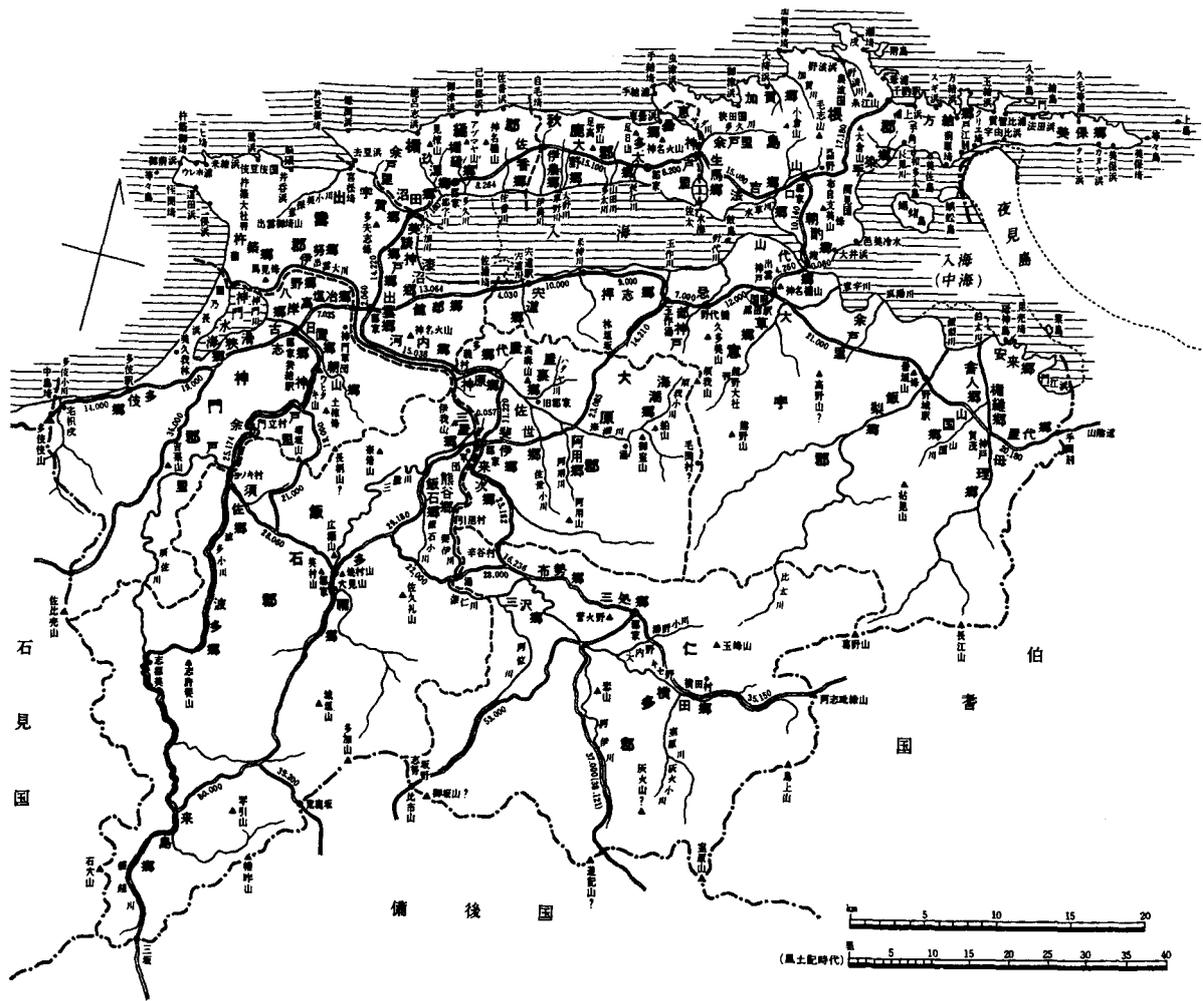


図2 出雲国風土記〔地名推定地〕
(『日本古典文学大系 風土記』岩波書店より)

史料33 大原郡

通仁多郡堺辛谷村 二十三里一百八十二歩(大原郡—仁多郡の郡境)

史料34 出雲郡

出雲の大川 源は伯耆と出雲と二つの國の堺なる鳥上山より出で、

流れて仁多の郡横田の村に出で、即ち横田・三處・三澤・布勢等の

四つの郷を経て、大原の郡の堺なる引沼の村に出で、即ち來次・斐

伊・屋代・神原等の四つの郷を経て、出雲の郡の堺なる多義の村に

出で、河内・出雲の二つの郷を経て、北に流れ、更に折れて西に流

れて、即ち伊努・杵築の二つの郷を経て、神門の水海に入る。此は

則ち、謂はゆる斐伊の川の下なり。河の兩邊は、或は土地豊沃えて、

五穀、桑・麻稔りて枝を頗げ、百姓の膏腴なる藪なり。或は土體豊

沃えて、草木叢れ生ひたり。則ち、年魚・鮭・麻須・伊具比・魴・

鱧等の類ありて、潭湍に雙び泳げり。河の口より河上の横田の村に

至る間の五つの郡の百姓は、河に便りて居めり。出雲・神門・飯石・仁多・大

原の郡なり。孟春より起めて季春に至るまで、材木を校へる船、河中を

沿浜れり。

『和名抄』元和古活字本

出雲國第百八

出雲郡

建部 漆沼 河内 出雲 許筑

伊勢 美談 宇賀

神門郡

朝山 日置 鹽沼 商岸 南佐

多伏 伊秩 狹結 古志 渦狹

八野

飯石郡

能石 三屋 草原 飯石 多福

田井 須佐 波多 來島

仁多郡

三處 布勢 漆仁 三澤 阿位

横山

大原郡

神原 屋裏 潮海 佐世 阿用

來次 斐甲 大原

『出雲国風土記』の「村」表記は、例外なくすべて郡堺の地点を明示したものと理解できる。その場合、郡堺は道と河川のコースにともなう表示である。

出雲郡条の「意宇郡の堺なる佐雜村(現宍道町佐々布)に通るは、一十三里六十四歩なり」とみえる「佐雜村」は、出雲郡と意宇郡の郡堺に位置しているであろう。

史料29の神門川の項にみえる「門立村」は、次のように解釈できる。

〔神門川の〕源は飯石郡琴引山より出で、北に流れ、即ち(飯石郡)來嶋・波多・須佐の三郷を経て、神門郡余戸里門立村に出で、即ち(神門郡)神戸・朝山・古志等の郷を経て、西に流れて(神門の)水海に入る」という。すなわち神門川が飯石郡の琴引山を水源として飯石郡内を通り、飯石郡と神門郡の郡境を越えて神門郡へと流れていくコースを説明している。その時、二つの郡境を明記することは、コースを特定する上で、きわめて重要な事実記載となる。郡境記載は神門郡余戸里と明確に行政区画名を示した上で、さらに地点を限定する必要から「門立村」と明示したのであろう。

史料34の出雲大川も全く同様であるといえよう。

水源の伯耆と出雲二國の国境にある鳥上山から国境近くの仁多郡の

「横田村」を出て郡内の横田・三処・三沢・布勢の四郷を経て、次の大原郡との堺に位置する「引沼村」と明示されている。

八、播磨国風土記

史料35 飭磨郡

少川里 高瀬村豊国村英馬野射
目前覆坂御立丘伊刀嶋 土中々 私里 右 号私里者 (志貴) 嶋宮御宇

天皇世 私部弓束等祖 田又利君鼻留 請此処而居之 故号私里

以後 庚寅年 上野大夫 為宰之時 改為小川里 一云小川 自大

野流来此処 故曰小川

所以称高瀬者 品太天皇 登於夢前丘 而望見者 北方有白色物

勅云 彼何物乎 即 遣舍人上野国麻奈昆古 令察之 申云 自高

处流落水 是也 即号高瀬村 所以号豊国者 筑紫豊国之神 在於

此処 故号豊国村 (下略)

小(少)川里は、もと私里とされたものを庚寅年籍の年(持統朝四(六九〇)年)に小川里と改められたという。以下に小川里内の高瀬村および豊国村の地名起源を記している。

史料36 揖保郡

大田里 上中 所以称大田者 昔 呉勝 從韓國度来 始到於紀伊国名

草郡大田村 其後分来 移到於撰津国三嶋賀美郡大田村 其又

遷来於揖保郡大田村 是 本紀伊国大田以為名也

韓半島から渡来し、当初紀伊国名草郡大田村に居した呉勝の一族は、その村名をウジ名として、その後移住した撰津国三嶋賀美郡(三嶋上郡↓嶋上郡)さらに播磨国揖保郡にそれぞれそのウジ名「大田」を村名として「大田村」と称したのである。

『播磨国風土記』の「村」記載の特徴は、次の揖保郡越部里・少宅里の例によく表われている。

史料37 揖保郡

越部の里 舊の名は皇子代の里なり。 土は中の中なり。皇子代と號くる所以

は、勾の宮の天皇(勾宮天皇)安閑天皇のみ世、寵人、但馬君小津、み寵を蒙りて姓を賜ひ、皇子代君と爲して、三宅を此の村に造りて仕へ奉らしめたまひき。故、皇子代の村といふ。後、上野の大夫、卅戸を結びし時に至り、改めて越部の里と號く。一ひといへらく、但馬の國の三宅より越し來たれり。故、越部の村と號く。

『和名抄』元和古活字本

播磨國第百十一

揖保郡

栗栖 須久留 香山 加古也萬 越部 古之倍 林田

波也 桑原 久波々良 布勢 上岡 加無都乎加

揖保 伊比奉 大市 於布知 大田 多於保 新田 比爾

多 餘戸 浦上 加三上良 小宅 古伊倍 廣山

大宅 於保也介 石見 美伊波 中臣 神戸

越部里は、安閑天皇の世に但馬君小津が姓「皇子代君」を賜い、三宅をこの村に造ったことから、この地を「皇子代村」という。そのうち、持統朝当時の播磨国守が五十戸で一里を編成した時に、余りの三十戸の端数戸をもって里を立てたことから、「越部里」と号した。一説には但馬國の三宅から越し來たという意で「越部村」と称したという。すなわち、おそらくは七世紀半ば以前「皇子代村」と称された地は、七世紀後半以降、五十戸制の編戸に伴ない、「越部里」と表記されたのである。

史料38 揖保郡

少宅の里 本の名は漢部の里なり。 土は下の中なり。漢部と號くる所以は、

漢人、此の村に居りき。故、以ちて名と爲す。後に改めて少宅といふ所以は、川原の若狭の祖父、少宅の秦公の女に娶ひて、即て、其の家を少宅と號けき。後、若狭の孫の智麻呂、任されて里長と爲りき。此に由りて、庚寅の年、少宅の里と爲せり。

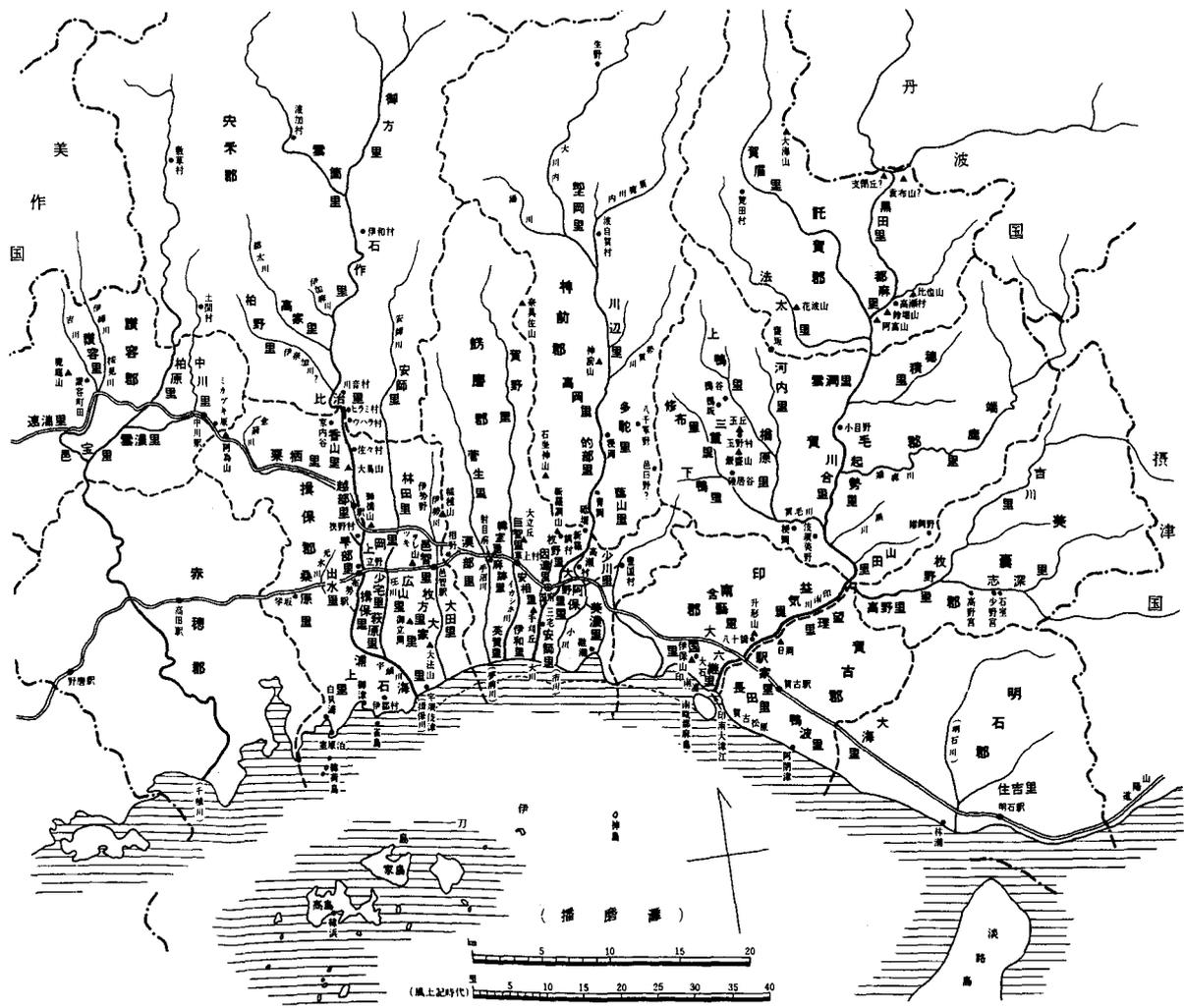


図3 播磨国風土記〔地名推定地〕
(『日本古典文学大系 風土記』岩波書店より)

少宅里は、もとは漢部里と称したが、それは渡来した漢人がこの村に居したことによる。その後、少宅と改めたのは、渡来氏族川原若狭の祖父が少宅秦公の女に娶い、その家を少宅としたことにより、若狭の孫智麻呂が里長に任せられ、庚寅年（持統天皇四年（六九〇））、少宅里と称した。

以上のように『播磨国風土記』の「村」記載は、原則として七世紀半ば以前の「〇〇村」が編戸された結果、「〇〇里」となるという形式をとっている。

b 万葉集

史料 39

八一三 題詞 筑前国怡土郡深江の村子負の原に海に臨める丘の上に二つ石あり。大きなるは長さ一尺二寸六分、囲一尺八寸六分、重さ十八斤五両、小しきなるは長さ一尺一寸、囲一尺八寸、重さ十六斤十両、並皆に楢円にして、状鶏子の如し。（略）深江の駅家を去ること二十許里にして、路の頭に近く在り。（下略）

『和名抄』には筑前国怡土郡に「深江郷」がみられないが、『延喜式』（兵部）には「深江駅」が記載されている。

史料 40

三八六九 大船に小船引き副へ潜くとも志賀の荒雄に潜きあはめやも
右は、神龜年中に、大宰府、筑前国宗像郡の百姓宗形部津磨を差して、対馬に糧を送る船の楯師に充つ。時に、津磨湊屋郡志賀村の白水郎荒雄の許に詣りて語りて曰はく、僕小事あり、若疑許さじかといふ。

『和名抄』には、筑前国糟屋郡「志阿郷」が存し、『三代実録』貞観十八（八七六）年正月二十五日条に「志賀嶋」とみえる。

史料 41

能登郡の香島の津より発船して、熊来村を指して往く時に作る歌二首

四〇二六（略）

四〇二七 香島より熊来を指して漕ぐ船の楫取る間なく都し思ほゆ

「熊来村」は『和名抄』能登国能登郡「熊来郷」に相当する。

史料 42

四〇七三

越前国の掾大伴宿祢池主の来贈る歌三首

今月十四日を以ちて、深見村に到来し、彼の北方を望拜す。（下略）

史料 43

四一三一 鶏が鳴く東を指してふさへしに行かむと思へど由も実なし
右の歌の返報の歌は、脱漏して探り求むること得ず。

更に来贈る歌二首

駅使を迎ふる事に依りて、今月十五日に、部下の加賀郡の境に到来す。面蔭に射水の郷を見、恋緒を深海の村に結ぶ。（中略）

勝宝元年十二月十五日、物を徴りし下司、謹みて不伏の使君の記室に上る。

「深見（海）」は『和名抄』には、加賀国（弘仁十四（八二三）年立国、それ以前は越前国）加賀郡には郷名としてはみえないが、『延喜式』（兵部）に、加賀国駅家として、「深見」駅が存在する。「射水郷」は、『和名抄』にはみえないが、越中国射水郡の中心地と考えられる。

c 日本靈異記

（日本古典文学大系本（岩波書店）以下、読み下し文はすべてこれによる）

史料 44 中巻「漢神の崇二依り牛を殺して祭り、又放生の善を修して、現に善悪の報を得る縁 第五」

摂津の国東生の郡撫凹の村に、一の富める家長の公有り。

史料45 中巻「常に鳥の卵を煮て食ひて、現に悪死の報を得る縁第十」

和泉の国和泉の郡下痛脚の村に、一の中男有り。

史料46 上巻「孔雀王の咒法を修持し、異しき験力を得て、現に仙と作りて天に飛ぶ縁 第二十八」

役の優婆塞は、賀茂役公、今の高賀茂の朝臣といふ者なり。大和の國葛木の上の郡茅原の村の人なり。

『和名抄』元和古活字本

大和國第六十九

葛上郡

日置 高宮美也 牟婁 桑原 上鳥

下鳥 太坂 檜原奈良 神戶 餘戶

『扶桑略記』第五・文武天皇五（七〇一）年条に引く役公伝に「役優婆塞者。大和国葛上郡茅原郷人也」とある。

史料47 下巻「女人、濫シク嫁きて、子を乳に飢ゑしむるが故に、現報を得る縁 第十六」

横江臣成盲女は、越前の國加賀の郡の人なり。天骨姪洪にして、濫しく嫁ぐことを宗とす。未だ丁なる齡を盡さずして死に、淹しく年を歴たり。紀伊の國名草の郡能應の里の人、寂林法師、國の家を離れて、他の國を經、法を修し、道を求めて、加賀の郡畝田の村に至り、年を逕て止住す。奈良の宮に大八嶋國御宇めたまひし白壁の天皇のみ世、寶龜元年庚戌の冬、十二月二十三日の夜、夢に見る。（中略）長跪きて手を以て膝を押し、病める乳に臨みて言はく「痛き乳かな」といひて、呻吟び苦しび病む。林、問ふ「汝は何くの女ぞ」といふ。答ふ「我は越前の國加賀の郡大野の郷、畝田の村に有る横

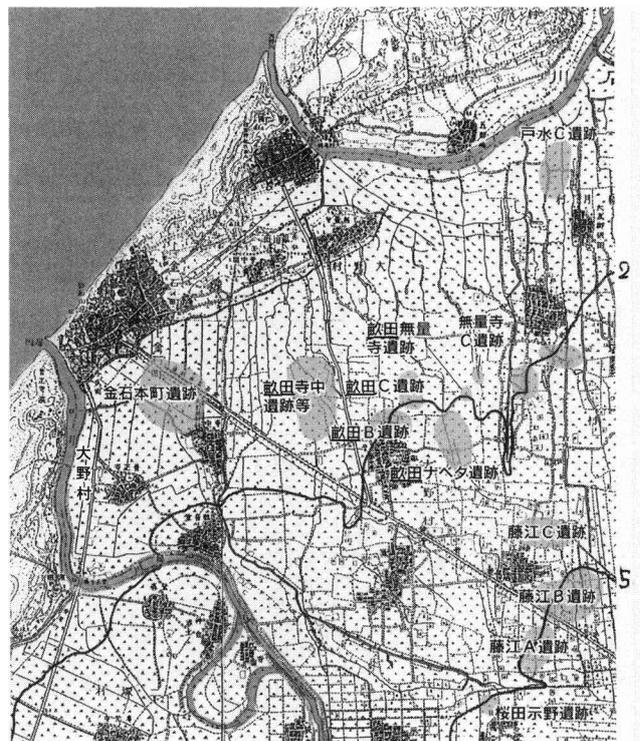


図4 「越前国加賀郡大野郷畝田村」の地
明治43年の地図と主要な遺跡(畝田・寺中遺跡ほか)
の分布 (財)石川県埋蔵文化財センター作図

江臣成人が母なり。

『和名抄』高山寺本

加賀國第九十八

加賀郡

大桑久保 大野乃保 芹田太利 井家為乃

英太多江 玉戈多末 驛家 田上多加

近年の発掘調査の成果によると、石川県金沢市畝田西三丁目ほかに所在する畝田・寺中遺跡出土木簡に次のようなものがある。

・「郡符カ 大野郷長等カ 件口口」

・「罪科知口 出火急主帳」

郡符木簡の宛所「大野郷長」と遺跡の所在地・畝田との密接な関係がうかがうことができる。

史料48 下巻「女人、石を産生みて神とし斎ク縁 第三十一」

美乃の國方縣の郡水野の郷楠見の村に、一の女人有り。姓は縣の氏なり。年二十有餘歳に迄びて、嫁が不、未だ通はずして、身懷妊す。逕ること三年、山部の天皇のみ世、延暦元年癸亥の春二月下旬に、二つの石を産生む。(下略)

『和名抄』元和古活字本

美濃國第八十九

方縣郡

村部 大唐 鶉養 方縣 恩淡^(思)
驛家

史料49 下巻「法花経を写し奉る女人の過失を誹りて、現に口囁斜む縁 第二十」

粟の國名方の郡埴の村に、一の女人在り。忌部首なり。字を多夜須子と曰ふ。白壁の天皇のみ代に、是の女、法花経を麻殖の郡の苑山寺に写し奉る。時に麻殖の郡の人忌部連板屋、彼の女人の過失を挙げ顕して誹謗るが故に、即ち口囁斜み、面、後に戻りて、終に直らざりき。

『和名抄』元和古活字本

阿波國第二百二十一

名方西郡

埴土^(波) 高足^(多加) 土師^(之波) 櫻間^(佐久良)
名方東郡

名方^(多加) 新井^(爾比) 賀茂^(毛) 井上^(井乃)
八萬^(波知) 殖栗^(惠久)

d 土地の売券

史料50

香山薬師寺鎮三綱牒 撰津職東生郡務所

売買庄地立券事

合地参町貳段肆拾漆步 東限御拳殿西道 南限路 西限谷 北限堀江

在彼部酒人郷御拳殿村 価錢漆伯貫文

右、依勅旨省并職牒、充上件錢価直、永為公地、奉売即畢、今依式、

立券如前、仍注事状、以牒、

神護景雲三年九月十一日都維那伝燈住位僧春幸

上座伝燈満位僧信忠

(神護景雲三年〓七六九年)

売買庄地の所在地を撰津職東生郡「酒人郷御拳殿村」と表記している。土地の所在地は律令行政区画「郡―郷」で表したうえで、さらにその地点を限定するためには、村名で記す必要があったと推測される。

史料51

備前国津高郡菟垣村常地畠売券

菟垣村^(人長) □漢部阿古麻呂解 申依正税不成常地売買畠^(事)

合畠参段 充直稻捌拾束 東田 南漢部真長畠 西田 漢部古比麻呂畠

右 □口漢部 □人之大税不成散波畠常地売与同郷三野臣乙益如

件、依券文造貳通 一通進郡家、一通給今主、仍注事状、券案立

置、以解、

宝龜五年十一月二十三日戸主漢部 阿古麻呂

税長書直 麻呂

郷長寺 廣床

徴漢部 古比麻呂

(宝龜五年〓七七四年)

畠の売券は、その所在地を「備前国津高郡(津高郷)菟垣村」と明記し

ている。

史料52

(大日古六一五九一〜五九二)

○備前國津高郡津高郷陸田賣買券

津高郡津高郷人夫解 申進絶根賣買陸田券文事

合散波島參段參拾貳步 充直稻肆拾肆束

桜作部千繼島三百廿步 充直稻拾參束

漢部^眞長島一段七十二步 充直稻拾陸束

瓊王部^眞臣公楮島一段 充直稻拾伍束

以前、依庸米并火頭養絶直不成、件陸田常地賣与招提寺既畢、仍造券文一通、一通進郡、一通授買得寺、

寶龜七年十二月十一日稅長書直麻呂

村長寺 廣床

瓊王部 楮

〔別巻〕
以同日郡司判許

大領外正六位上蘭臣

少領外從七位上三野臣 浪魚

〔宝龜七年〓七七六年〕

史料51と同郷の売券であるが、村名の記載はなく、郷名でとどめている。両売券の署名は、「郷長寺『廣床』(史料51)、「村長寺廣床」と同一人物が郷長・村長と職名を異に記している。これは、寺廣床は菟垣村長でありながら、津高郷長を兼ねており、売券名「津高郡菟垣村」の署名は「郷長」、「津高郡津高郷」の署名は「村長」をもって証明としている。

史料53

(大日古三一一三二八)

○久米多寺領流記坪付帳

隆池院 ^{宇久米多寺} 住僧貳口

和泉国行基菩薩肆拾玖院内寺領流記坪付事

右院縁記、久米多池院^{隆池院}溉水之田有千余町、好農業天精勤耕作、各乏

水事屢服苗之苦、以天平十年二月二日、其堤上加修理、臨時所超之院、泉南郡上池田村所在是也、

院内地漆段田貳町伍段 伍段在嶋池尻

林壹所 寺院西北在(下略)

天平勝宝元年十一月十三日

〔天平勝宝元年〓七四九年〕

和泉国久米多寺の隆池院は「泉南郡上池田村」に所在すると記す。上池田村は『和名抄』和泉郡池田郷の地か。

e その他の文書

史料54

(大日古三一三五九〜三六六)

○官奴司解

官奴司解 申選定奴婢事

合奴婢二百人 ^{嶋宮奴婢七十九人}
^{官奴婢一百廿三人}

口一百人奴 ^{嶋宮奴婢四人} 廣瀬村常奴三人 春日村常奴三人 今奴卅一人
^{内匠寮今奴十三人} 菟知村常奴八人 飽浪村常奴八人

口一百人婢 ^{嶋宮婢卅九人} 廣瀬村常婢二人 ^{菟知常婢五人} 春日村常婢一人
^{今婢卅九人} 内匠寮今婢三人 飽浪村常婢一人

(中略)

已上一人春日村常婢

十月女^{年二}

已上一人飽浪村常婢

以前、選定奴婢歴名如件、以解、

天平勝寶二年二月廿四日從七位上行令史勝子僧

佑從七位上几河内伊美吉巨足

〔天平勝宝二年〓七五〇年〕

各村名は『和名抄』の次のような郡郷名と対応する。

広瀬村 大和国 広瀬郡

春日村 大和国 添上郡春日郷

奄知村 大和国

飽浪村 大和国 平群郡飽波郷

なお広瀬村は、正倉院文書中の「造法華寺金堂所解」（天平宝字四（七六〇）年十二月三十日付）にもみえる。

③ 史料別検討結果の整理

以下の村に関する検討について、まず史料を大別して整理すると、次のとおりになるであろう。

〈正史・律令行政文書〉

正史・律令行政文書は、基本的には律令行政区画として、国―郡―里（郷）制にもとづいて記録されている。しかも地点表示の際には、国―郡―里をまず記載したうえで、国―郡―里―村と表記している。また国―郡―里制の基盤となる編戸がいまだ及ばない地域、いわゆる未編戸集落は内国・辺境を問わず「村」と表記された。すなわち、編戸制以前は集落単位として「村」が存在した。その村は自然村落であるか、一定の政治的組織として編成されたものか、史料的には現段階では十分に証明しがたい。ただ、この「村」が一定の共同体的結合を有していることは八世紀以降の史料で十分に立証することができる。その「村」は国―評―五十戸（里）および国―郡―里（郷）制の実施後においても厳然として存在し、基本的に領域を有しない里に代って、地点表示・領域表示に際して「○○村」と明記されたのである。

しかし正史にみえる遷都地・離宮地に関する「○○村」とする例や、辺境地域における「志波村」「男（小）勝村」などの広域の村の例については、上記の解釈のみでは不十分と考えられる。この点については、④「辺境の地と「村」および⑤「まとめと今後の課題」の項で見解を述べる

こととする。

〈正史・律令行政文書以外の史料〉

律令国家体制下においては一定の枠組みとしての国―郡―里制が基本となるのはいうまでもない。しかし日常的（書状など）、特定の（土地の売券など）に作成された史料や文学などの史料群には、国―郡―里制下においても地域社会に厳然と存在した「村」を表記することが正史・律令行政文書に比して多いのは当然といえよう。いいかえれば、地域社会に二重構造的に存在した里と村が、律令文書行政に直接関わる記録以外の史料には「村」表記が多用され、ときには「里（郷）」と「村」、「里（郷）長」と「村長」の重複・混用例をも生みだしたといえる。

これら二つの異なる史料群において、村の用例の頻度が異なり、後者に「村」表記が多用されていることは、律令国家における新たな編戸制にもとづく国―郡―里制ではなく、従来から存在し地域社会に根ざしている「村」に対応したものと理解できる。

つぎに重要なことは、その異なる史料群で共通する「村」の用例こそが、古代社会における「村」の特質を示すものと判断できる点である。そこで、以下のような分類整理を試みてみたい（例示資料はすべて抜粋）。

A. 地点表示・領域表示

① 土地の所在地表示

○ 売券 「合地参町貳段肆拾漆歩

在彼部（撰律職東生郡）酒人郷御拳殿村

○ 荘園総券 「越中国諸郡庄園総券」（天平宝字三年十一月十四日）

「（越中国射水郡）須加村地参拾伍町壹段貳伯貳拾肆歩」

〔大日古四―三七九〕

○ 『三代実録』「勅以山城国愛宕郡鳥部郷榛原村地五町賜施薬院」

② 地点表示 i) 到来地点表示

ii) 二点間地点表示

iii) 国・郡境地点表示

i) 到来地点表示

- 『三代実録』 「勅遣従五位上守右近衛少将藤原朝臣山陰。到山城国宇治郡山科村」

ii) 二点間地点表示

- 『続日本紀』 「自下総国結城郡少塩郷少嶋村、達于常陸国新治郡川曲(田)郷受津村一千余丈」

iii) 国・郡境地点表示

- 『日本後紀』 「定甲斐国都留郡□留村東辺砥沢為両国堺」
- 『出雲国風土記』 「出雲郡条「通意字郡堺佐雜村一十三里六十四步」
- 居住地表示

- 『続日本紀』 「讚岐国寒川郡人外従五位下佐婆部首牛養等言。(略) 其牛養等居处在寒川郡岡田村。」

- 『日本靈異記』 「我有越前国加賀郡大野郷畝田村也横江臣成人之母也」

B. 評一五十戸(里)施行以前の集落表示

- 『続日本紀』 「坂上大忌寸苅田麻呂等言。(略) 先祖阿智使主。輕嶋豊明宮馭宇天皇御世。率十七県人夫婦化。詔賜高市郡檢前村而居焉。」
- 『幡磨国風土記』 「勾宮天皇之世寵人但馬君小津蒙寵賜姓为皇子代君而造三宅於此村今仕奉之、故曰皇子代村」

C. 遷都地・離宮地の村表示

- 『続日本紀』 「朕将行幸近江国甲賀郡紫香楽村。即以造宮郷正四位下智努王。(略) 為造離宮司」
- 『日本紀略』 「遣中納言藤原小黑鷹等於山背国。相乙訓郡長岡村

之地為遷都也」

畿内およびその周辺の遷都や離宮の対象地が未編戸集落とは想定しがたい。紫香楽村・長岡村は、本来の地域名称であるとみてよいが、単なる地点表示とみるよりは、その後、宮都名となることから通常の里制の枠を超えて、宮都を受け入れる広域的行政区として「村」を設定したのではないか。

D. 辺境地域の村表示

- E. 内国の要衝地の村表示
- 石川県津幡町加茂遺跡出土加賀郡勝示札

「符深見村□郷驛長并諸刀弥等」

D・Eについては、4節・5節で詳述することとする。

なお、諸史料のなかで、「○郡○里(郷)○村」と書く場合と「○郡○村」と書く場合がみられるが、この点については次のように理解しておきたい。

郡一里まで特定する場合と郡のみの特定で問題がない場合との違いが、村の規模などの本質に関わるものとは考えられない。例えば、『日本靈異記』下巻第十六には、「加賀郡畝田村」と「越前国加賀郡大野郷畝田村」というように、両表記を用いているが、両者は簡略な表記と詳細な表記と理解され、村の規模の違いとはならないのは明らかである。

④ 辺境の地と「村」

東北地方の大規模な村の場合、城柵そして令制郡との関連が問題となる¹⁰⁾。

まず、城柵と郡制との関連を最も端的に示しているのは、伊治城と栗

原郡の例である。

『続日本紀』神護景雲元年（七六七）年十月辛卯条
勅。見陸奥国所奏。即知伊治城作了。自始至畢。不滿三旬。

『続日本紀』神護景雲元年十一月乙巳条（錯簡、神護景雲三年六月九日乙巳におくべきとされている）

置陸奥国栗原郡。本是伊治城也。

この記載によれば、神護景雲三年に建郡した栗原郡は、もと伊治城とされたものであるという。栗原郡の建郡記事直後の

史料55 『続日本紀』神護景雲三年六月丁未（十一日）条に
浮宥百姓二千五百余人置陸奥国伊治村。

とあり、さらに降って、

史料56 『類聚国史』延暦十一年（七九二）年正月丙寅条

陸奥国言、斯波村夷胆沢公阿奴志己等。遣使請曰。己等思帰王化。

何日忘之。而為伊治村俘等所遮。無由自達。願制彼遮闕。永開降路。（下略）

とあり、栗原郡建郡後においても、「伊治村」と表記されている事実留意したい。

『日本後紀』延暦十五（七九六）年十一月戊申条では、
発相模。武蔵。上総。常陸。上野。下野。出羽。越後等国民九千人。

遷置陸奥国伊治城。

とあり、伊治城をもとにして、栗原郡を設置したが、その約三十年後に大規模な移住策が実施されているのである。

伊治城の場合、神護景雲元年の造営記事は伊治城の施設を示すが、栗原郡という郡制に直結する伊治城の実態は一定の拡がりをもつ行政区画を意味しているであろう。

一方、伊治村については、一応二通りの可能性が考えられる。一つは



図5 古代東北地方の城柵
（『多賀城市史第1巻 原始・古代・中世』より）

栗原郡がいまだ確立せず混迷状態で、伊治村と称したと解する。もう一つは伊治村から栗原郡が成立した過程で、令制の郷などに編成されなかった従来通りの未編戸集落と理解する見方である。この点はいずれとも決めたいが、少なくとも伊治村の意味は「伊治の地」が伊治城造営、そして栗原郡成立後の令制郡確立過程で、不調な状況下に置かれた地域であったことを示すのであろう。

伊治城と並んで、複雑な様相を呈するのが、出羽国雄勝城の例である。次にその主たる関連記事を列記する。

史料57

『続日本紀』天平五（七三三）年十二月己未条

出羽柵遷置於秋田村高清水岡。又於雄勝村建郡居民焉。

『続日本紀』天平九（七三七）年正月丙申条

先是。陸奥按察使大野朝臣東人等言。從陸奥国達出羽柵。道經男勝。行程迂遠。請征男勝村以通直路。（後略）

『続日本紀』天平宝字元（七五七）年七月戊午条

（前略）久奈多夫礼良所詿誤百姓波京土履牟事穢弥出羽国小勝村乃柵戸尔移賜止久宣 天皇大命平衆聞食宣。

『続日本紀』天平宝字二（七五八）年十二月丙午条

徵乃発坂東騎兵。鎮兵。役夫。及夷俘等。造二桃生城。小勝柵一。五道俱入。並就二功役一。

『続日本紀』天平宝字三（七五九）年九月己丑条

（前略）始置二出羽国雄勝。平鹿二郡。玉野。避翼。平戈。横河。雄勝。助河。并陸奥国嶺基等駅家一。

『続日本紀』延暦二（七八三）年六月丙午朔条

出羽国言。宝亀十一年。雄勝。平鹿二郡百姓。為レ賊所略。各失二本業一。彫弊殊甚。更建二郡府一。招レ集散民。雖レ給二口田一。未レ得二休息一。因レ茲不堪レ備二進調庸一。望請。蒙レ給優復。將レ息弊民。勅給復三年。

三年。

『類聚三代格』天長七（八三〇）年閏十二月二十六日謹奏

増二加出羽国官員一事

大少目各一員 元員一人
今加二三人一

史生四員 元員三人
今加二一人一

右彼国守從五位上勲六等少野朝臣宗成等解僱。此国頃年戸口增益倉庫充実。稽二于遂初一寔為二殷繁一。又雄勝秋田等城及国府戎卒未息。関門猶閉、配二此数処一国司少員。方今雖二干戈不レ動一、城静謐。而豺狼野心不レ可レ不慎。望請。准二人数一増二加官員一者。（後略）

『三代実録』元慶二（八七六）年七月十日（癸卯）条

（前略）秋田城下賊地者。上津野。（中略）焼岡十二村也。向化俘地者。添河。羈別。助川三村也（中略）其雄勝城承二十道一之大衝也、国之要害。尤在二此地一。仍遣二左馬大允藤原滋実。左近衛将曹

兼権大目茨田貞額等。以二雄勝。平鹿。山本三郡不動穀一。給二郡内及添河。羈別。助川三村俘囚一。（後略）

天平九年条によれば、天平五年に秋田村高清水岡に移された出羽柵へ至る陸奥国からの直路を開く計画が立てられた。そのためには途中の「賊地男勝村」を征服する必要があるという。結局は、この時点では男勝村に入ることなく計画は中途で終り、二〇年後の天平宝字三年に至って実現されたのである。すなわち、出羽国小勝村に柵戸を入れ、坂東騎兵・鎮兵・役夫及び夷俘らを動員して、陸奥国の桃生城とともに念願の雄勝城の造営がおこなわれているのである。と同時に、天平宝字三年九月には出羽国雄勝・平鹿二郡が置かれた。

以上の史料からは、少なくとも次のような事実が指摘できるであろう。
1. 立郡記事は城柵の造営記事に先行しない。

〔例〕伊治城（七六七）↓栗原郡（七六九）

志（斯）波城（八〇三）↓斯波郡（八一）

立郡記事の見えないものも、郡名の初見記事はやはり城柵名には先行しない。

〔例〕桃生城（七五八）↓桃生郡（七七一）

胆沢城（八〇二）↓胆沢郡（八〇四）

唯一の例外は雄勝城の場合である。しかし天平五年の雄勝村に郡を建てる計画は、その後の天平九年条に「男（雄）勝村」、天平宝字元年条に「小勝村」と継続して見えることから、おそらく立郡の前提となる雄勝城の造営が成らなかつたため、天平宝字年間によりやく実現をみたとしてよいであろう。

2. 城柵の造営↓建郡の前段階は「出羽国男勝村」「陸奥国桃生」「胆沢之地」「志波村」などと表現されている。

D. 辺境地域の村表示

○『三代実録』「秋田城下賊地者。上津野。（略）焼岡十二村也。」

向化俘地者。添河。霸別。助川三村也」

辺境の地における蝦夷の地域集団・未編戸集落がそれぞれ村と称されたとみてよい。

○『続日本紀』 「出羽柵遷置於秋田村高清水岡。又於雄勝村建郡居

民焉」

行政上、広域区として位置づけた未編戸集落「秋田村」「雄勝村」は、城柵の設置とともに一ないし数郡の令制郡を建郡しうる規模である。

⑤ 勝示札「深見村□郷」

金沢市の北、津幡町の加茂遺跡で発見された加賀郡勝示札には、冒頭部分の郡符の宛所は、

郡符 深見村□郷驛長并諸刀弥等

とある。

勝示札一行目の「深見村□郷」にある「郷」の上は一文字想定されるが、墨痕がほとんどみえない（実際は勝示札の文字はすべて墨が消え、盛り上がった状態）。加茂遺跡の地および「深見村」に関連する郷名としては、以下に述べるような理由から英多郷・井家郷があげられる。

加茂遺跡第一次・第二次調査で検出された本木簡と同一遺構である大溝跡からは、墨書土器「英太」（『和名抄』英多郷のことか）が最も多量（大溝一七点、大溝以外で六点）に出土している。

『和名抄』加賀国加賀郡の郷名は次のとおりである。

大桑・大野・芹田・井家・英多・玉戈・駅家・田上

英多郷、井家郷についての考証は『角川日本地名大辞典』によれば、以下のとおりである。

英多郷は訓は「江多（えた）」となっているが、その地名を継承する中世の荘名のなかに南原（みなみあがた）荘と記す例が見られ、

近世の河北郡英田郷も「あがた」と読んでいる。中世の英田保の気屋村、英田南保に能勢三か村が含まれており、近世の英田郷も、南は舟橋・能瀬村から、北は気屋・興津村に及ぶ、ほぼ同じ範囲の通称として用いられている。古代の英多郷の郷域も、近世の英田郷の範囲に近いものとされている。明治四〇年〜昭和二九年には河北郡に「英田村」が存在したが、能瀬川流域に位置し、西は河北潟に面する。

井家郷は、訓は「為乃以倍（いのいへ）」とあり、郷域は今の金沢市域北部から河北郡津幡町の南部、礪波丘陵の西麓線と河北潟東岸にはさまれた細長い沖積平地を占めていたとされる。中世には「井家荘」として『吾妻鏡』建久元（一一九〇）年五月十二日の条に「加賀国井家庄地頭都幡小三郎隆家」と見えるのが初見史料である。

明治二二年〜昭和二九年には河北郡に「井上村」が存在したが、津幡川下流左岸に位置し、西は河北潟に面する。

以上より、加茂遺跡のすぐ北に「英多郷」、南に「井家郷」が近接して比定できるのである。

まず加茂遺跡の地は北陸道の能登への道そして河北潟、津幡津などを含む交通の要衝であり、物資が集積するきわめて重要な地域といえよう。

さらに『延喜式』（兵部）諸国駅伝馬条には加賀郡内に田上・深見・横山の三駅が所在していた。少なくとも、深見駅は確実に深見村に含まれていたであろう。

加賀国駅馬 朝倉・潮津・安宅・比菜・田上・深見・横山各五足

E. 内国の要衝地の村表示

律令国家の重要な施設が密集し、交通の要地とされる地域は、種々の過重な負担が想定され、郷や駅家が単独で対処できないことから、数郷分を統括した広域行政区の設定が必要となるであろう。その特別な広域

行政区としては、郡―里制とは異なる柔軟性のある単位表示「村」が活用されたのではないかと考えられる。

したがって加茂遺跡の地を深見村の中心とみなし、郡符の宛所が「深見村□郷驛長并諸刀弥等」とあることから、『万葉集』および勝示札の「深見村」は菟多郷および井家郷および深見郷を包括しているものと読みとれるのではないだろうか。

深見村の場合も勿論、地域単位名称として「深見村」が存在し、その地域名称を広域行政区の総称としたと理解できるであろう。

最新の資料を例にあげるならば、新潟県柏崎市に所在する箕輪遺跡から出土した木簡に「駅家村」の語がみえ、注目された。⁽¹²⁾

牒 三宅史御所 應□□□□□□并□

□^{時カ}不過可到来於駅家村勿□□

牒の書式の文書木簡である。三宅史に宛てられたもので、裏面に「可到来於駅家村（駅家村に到来すべし）」と駅家村へ来るように命ぜられている。駅家は律令成期以降に設置されたので、「駅家村」は建郡以前の表記としての村ではない。

この木簡の「駅家村」の表記は、A. 地点表示・領域表示のうちの④（地点表示）i) 到来地点表示に属すると判断できる。

⑥まとめと今後の課題

1. 史料軸

古代の「村」を理解するためには、まず史料の性格を考えて検討する必要がある。

律令行政は、国―郡―里制を基本として遂行された。そのため正史・律令行政文書は里名表記を原則とし、国―郡―里―村のように地点表示として村を表記するのをはじめ、未編戸村落の「村」表記、遷都地、辺

境の村など、固有の村名を表記している。正史および律令収取体系下の木簡・調庸布などは、国―郡―里制にもとづいて記載され、したがって、これまで主として律令行政文書世界では、全般的に国―郡―里制に関わる史料が目立つ傾向を示していた。そして地点表示・領域表示の際には、まず律令行政区画としての国―郡―里で表示したうえに、地点・領域を示す「村」を記載したのである。

一方、正史・律令行政文書以外の史料は、まず里の前身としての村を表記している。また文学などはあえて律令行政区画としての里名を避けて地域社会に根ざした村名を表記している。風土記・万葉集や土地売券・荘園史料、さらに新撰姓氏録・行基年譜など幅広い歴史史料には村の表記が頻出しているのである。

それらの二群の史料のなかで共通する村の特質は、集落単位を指し、なおかつ一定の領域を有し、その規模は小さきままと考えられる。いかえれば村は、里制のように五十戸という一定の枠がないことを大きな特徴としているのである。

ここで村の特質に照らして、上記のA～Eの類型をさらに整理するならば、次のように区分できるであろう。

- ① 地点・領域表示―村の特質そのまま適用
 - A. 地点表示・領域表示
- ② 土地の所在地表示
 - ㊦ 地点表示
 - ㊧ 住居地表示
- B. 評―五十戸（里）制施行以前の集落表示
- ③ 大小自在の領域表示―行政区画表示として補完・活用
 - C. 遷都地・離宮地の村表示
 - D. 辺境地域の村表示
 - E. 内国の要衝地の村表示

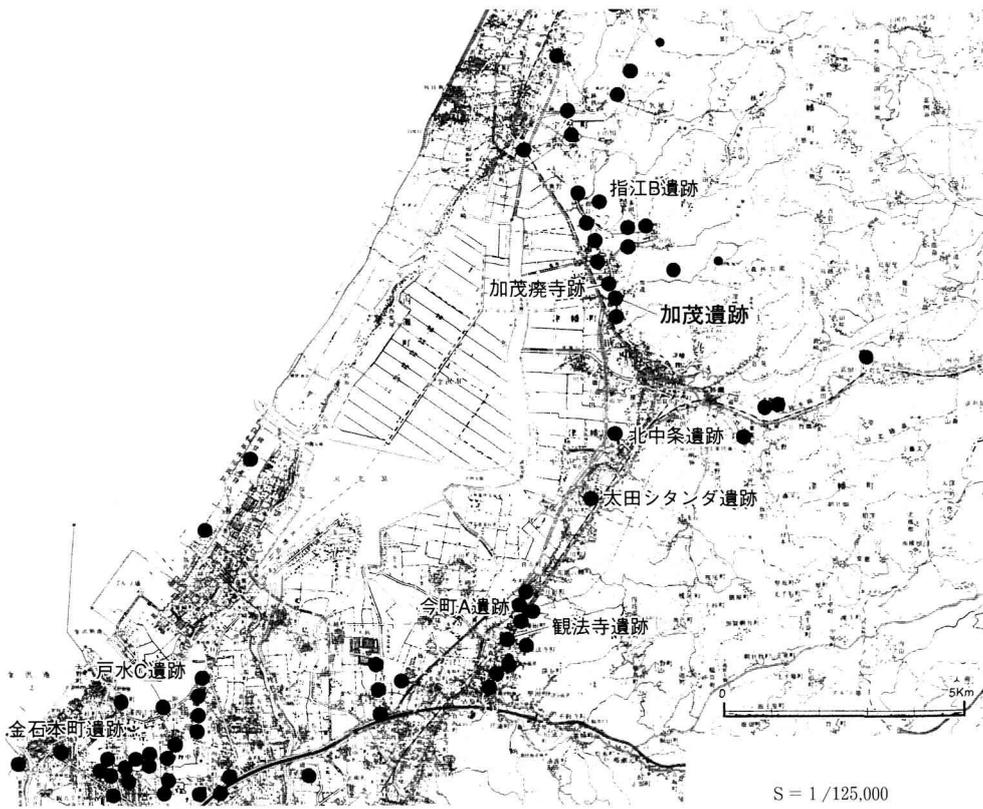


図6 加茂遺跡と河北潟周辺の古代遺跡 (『発見/古代のお触れ書き』註①の書)

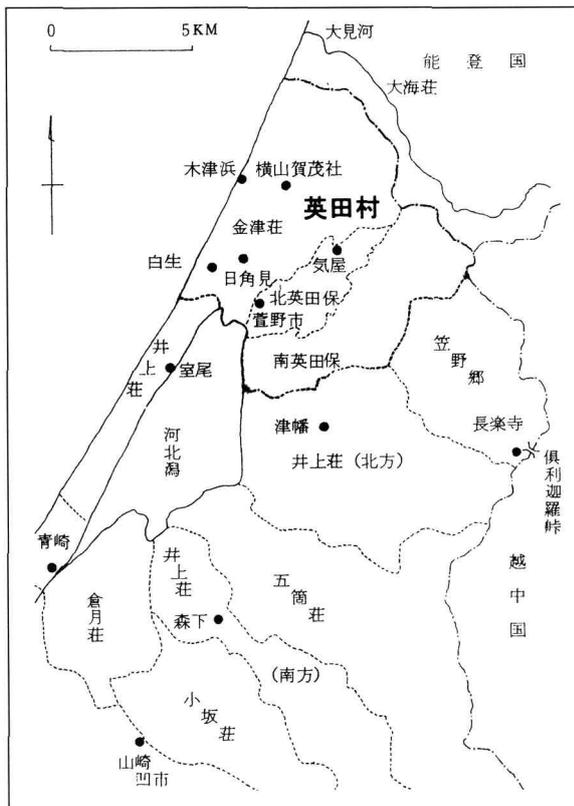


図8 中世の河北潟周辺の荘・郷 (中西国男「金津荘浜方」『七塚町史』改変)

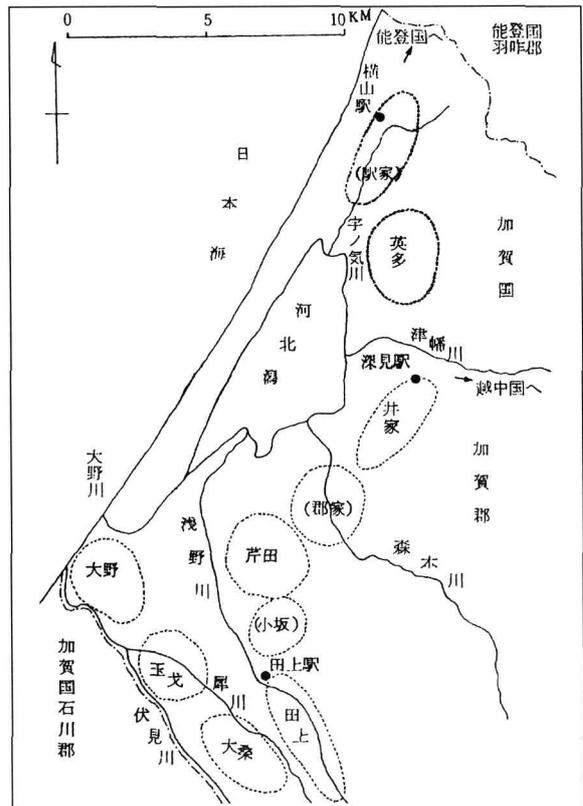


図7 加賀郡の駅家郷, (浅香山木説『七塚町史』改変)

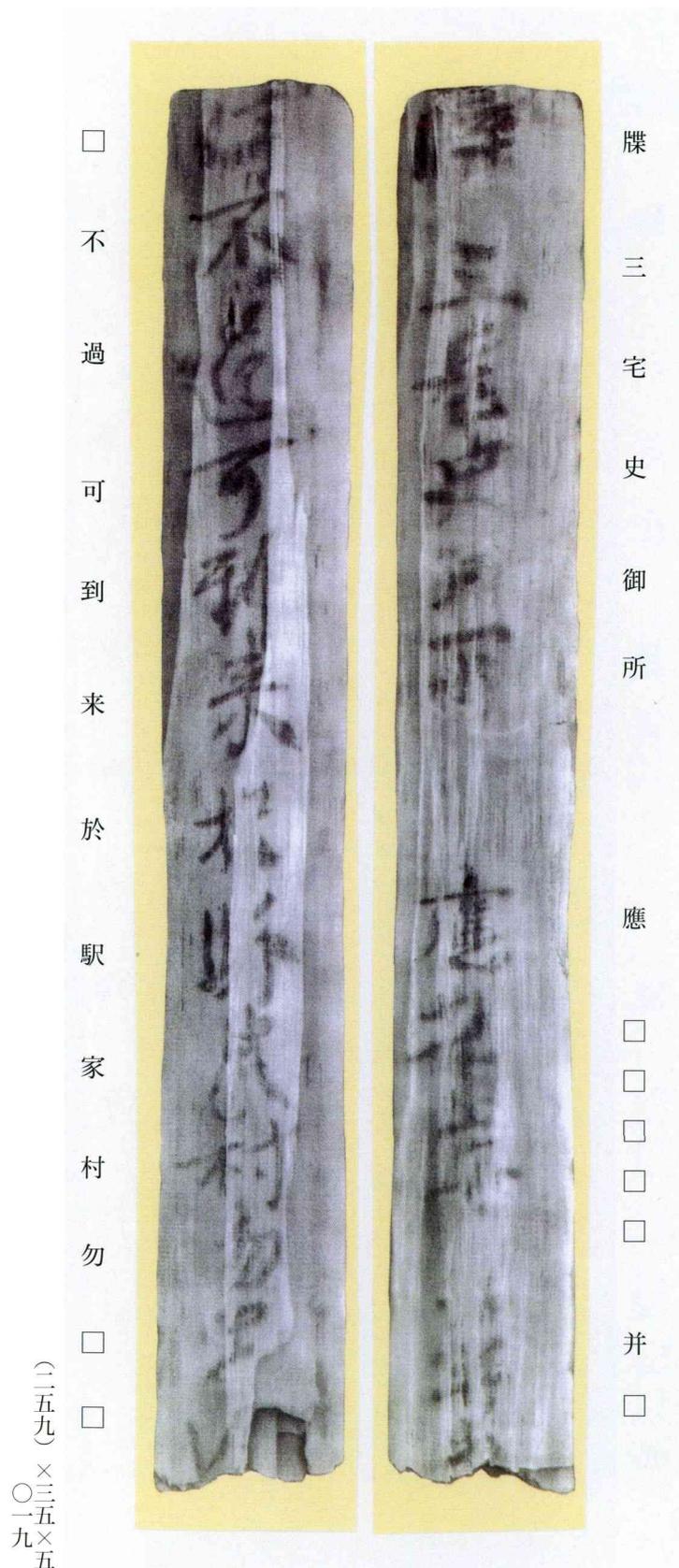


図10 新潟県柏崎市箕輪遺跡出土木簡
〔財〕新潟県埋蔵文化財調査事業団 写真提供



図9 榜示札の冒頭部分
〔財〕石川県埋蔵文化財センター 写真提供

① A・Bは、あくまでも集落単位および一定の領域を表示する村本来の性格を示すものである。一方② C・D・Eは、「村」のもつ柔軟性のある単位表示を存分に活用させ、ある時は拡大させて、編戸に基礎をおく固定的な律令行政区画の郡一里制を補完するものとして、高度な行政的機能をもたせたものと理解することができる。

結局のところ、「村」表記の特質は、①地点・領域表示である。この特質を利用し、国一郡一里という律令行政機構を補完し、新たな行政区画単位として「村」の機能を活用・昇華したのが、②遷都地・離宮地の「村」、辺境の地における大規模な「村」、そして内国における要衝地「深見村」の例ではないか。

2. 時間軸

つきには、「村」の性格の変化を考えて検討する必要がある。

1) 一定の集落単位を村と呼称する。

○『播磨国風土記』饒磨郡条

枚野の里 新羅訓の村・箇箇 右、枚野と称ふは昔、少野たりき。故、枚野と号く。新羅訓と号くる所以は、昔、新羅の国の人、来朝ける

時、此の村に宿りき。故、新羅訓と号く。 山の名も同じ。

渡来した人が最初に居を構えた所を村と称している。

2) その集落単位を核として編戸する(五十戸・里)一里と村の併存

○奈良県石神遺跡出土木簡

(表) 乙丑年十二月三野国ム下評

(裏) 大山五十戸造ム下部知川

□人田部兒安

一五二×二九×四 ○三二

乙丑年二六六五年にすでに五十戸二里の編戸が実施されていたことが判明している。

○『播磨国風土記』饒磨郡条

少川の里 高瀬の村(略) (志貴の) 嶋の宮に御宇しめしし天皇のみ世、私部の弓束等が祖、田又利君鼻留、此の処を請ひて居りき。故、私の里と号く。以後、庚寅の年、上野の大夫、宰たりし時、改めて小川の里と為す。(下略)

「庚寅年」(持統天皇四年(六九〇))は、いうまでもなく編戸制の起点とされるいわゆる庚寅年籍の実施された年にあたる。風土記によれば、この庚寅年に村が編戸され、里と称されたという。しかし、注意せねばならないことは、郡一里制が実施されても、それはあくまでも五十戸単位の編戸であり、地域社会には集落単位としての村は存続していたのである。ただ国一郡一里制下においては、未編戸集落も「村」と称されるが、「村」≠未編戸集落ではない。傍示札にみえる「深見村」は律令行政区画として編戸された里や駅家を包括する賦課の単位呼称として扱われたと考えられ、新たに編戸したものとみる必要はない。

以上に述べてきたところをまとめると、

冒頭に紹介した鬼頭氏の史料分析による村の七つの属性と小稿の整理した村の特質とは基本的にはほぼ合致する。

村は、①人間の現実の居住区であり、②土地の所在を示す場合もある。また③「村長」「村刀祢」のような独自の身分秩序を有し、④宗教活動の一単位として機能する場合がある。

これら①～④は特に問題はないが、⑤～⑦は、以下に指摘する点を考慮する必要がある。

⑤「村」は公の租税賦課に関連してみられる場合がある。この根拠は藤原宮出土の木簡に「紀伊国海部郡□里木本村海部宇手調」とみえるものである。すでに吉岡眞之氏がこの「木本村」は「租税収取の単位」として示されているのではなく、海部宇手の居住区を表わしたにすぎないと見ることも可能であると指摘している。⑥・⑦の編戸に関わる属性も、

本節で指摘したように、国一郡一里制下においては、未編戸集落は「村」と表記されるが、「村」≠未編戸集落ではない。

結論的にいえば、村の特質は鬼頭氏が指摘する個別の属性（しかも「示す場合もある」という分析法）では見出すことはできなく、異なる史料群のなかで共通して確認できることが条件となるのである。

3. 今後の課題

― 出土文字資料と地域名称 ―

律令国家の国・郡・里制と異なる地域名が近年、全国各地の発掘調査によって数多く出土文字資料として確認されている。

その遺跡の一つ島根県玉湯町の玉造工房跡とされる蛇喰遺跡出土の土器には約四〇〇点のへら書き文字が記載されている。⁽¹⁵⁾

「林」 「林」は、出雲国意宇郡内の「拜志郷」に相当し、現在も玉湯町の西部に林村という大字がある。

「忌」 「忌」は、意宇郡内の「忌部郷」に相当し、現在も玉湯町に隣接する松江市西忌部町が存在している。

「由」 「由」は、たとえば『和名抄』によれば、石見国迦摩郡の湯泉郷を「由」と訓じ、但馬国二方郡の温泉郷を「由」と訓じている。

この場合の「由」はあくまでも訓みとして用いられているが、「由」は湯に通じ、玉造温泉の地、現玉湯町を指すとみてよいであろう。

「白田原」「白田」「白」 『出雲国風土記』意宇郡条によれば、「黒田の駅 郡家と同じき処なり。郡家の西北のかた二里に黒田の村あり。

土の体、色黒し。故、黒田といふ。(下略)」とみえる。この「黒田」の地名起源説話を参考とすれば、「白田原」および「白田」は、

地味にもとづく命名と推測できよう。

蛇喰遺跡出土の須恵器記載文字は、その部位と記載文字が明らかに対応している。たとえば、「白田」の場合は、坏または皿は底部外面に、蓋

は内面に、それぞれ記銘している。このことは同一時期の一括資料であり、記載文字が須恵器の製作工人にかかわるものであることを意味していると判断できる。したがって、記銘目的は明らかに工人の識別にあることを示しているのである。

以上のような「林」「忌」「由」「白田原」などのへら書き文字は、遺跡周辺の地名と理解できる。

この蛇喰遺跡と全く同様な例は、千葉県印旛郡栄町龍角寺五斗蔀瓦窯跡出土のへら書き瓦である。⁽¹⁶⁾

《 》は江戸時代以前に見られる地名



1. 五斗蔀瓦窯
2. 龍角寺瓦窯
3. 天福遺跡
4. 龍角寺
5. 尾上遺跡
6. 大畑遺跡
7. 酒直遺跡
8. 龍角寺古墳群
9. 南羽鳥古墳群
10. 竜台古墳群
11. 北辺田古墳群
12. 大竹古墳群
13. 上福田古墳群
14. 八代古墳群
15. 山口古墳群
16. 宝田・押畑古墳群
17. 天王・船塚古墳群
18. 勝福寺古墳群
19. 五郎台古墳群

図11 龍角寺五斗蔀瓦窯跡とその周辺
〔財〕印旛都市文化財センター 作図〕

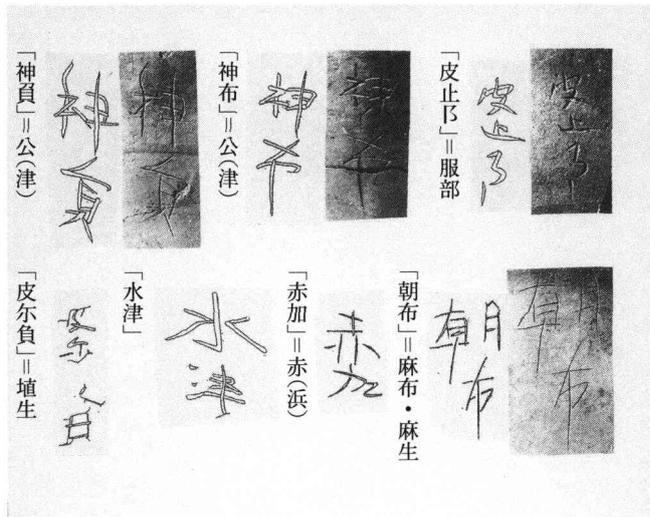


図12 龍角寺五斗葺瓦窯跡出土のヘラ書き瓦
 (財)印幡都市文化財センター 写真提供・作図

「服止」¹⁷「皮止」は「ハトリ」と訓み、「服部」を字音で表記したものである。現在、五斗葺瓦窯跡のすぐ東に成田市「羽鳥」^{ハトリ}という地名がある。また、「朝布」は「アソフ(ウ)」と訓み、古代の下総国埴生郡の『和名抄』にみえる「麻在(生)」郷に相当し、現在、五斗葺瓦窯跡のすぐ北に「麻生」という地名がある。

これらの地名は、玉造工房および瓦工場の生産に従事した工人集団が住む地域名かと思われる。この地名こそが、共同体の生産単位を示す地域名であろう。

このような地域名のあり方は、さらに数多くの出土文字資料によって、その実態がしだいに明らかになってきている。それらの資料(とくに墨書土器)は、国郡里(郷)制下の里(郷)名に該当せず、しかも現在、字名等で遺る地域名である。

古代東国の墨書土器に関して一、二例あげておきたい。¹⁷⁾

草刈遺跡は千葉県市原市草刈に所在する。八世紀前半の土師器環に「草刈於寺环」と墨書されていた。「於寺」は、「上寺」と同じで、おそらく古代の草刈地域に「上寺」「下寺」が存在し、地域民の篤い信仰を集めたと推測される。千葉県佐倉市坂戸に所在する坂戸遺跡群広遺跡からは、「坂津寺」と墨書された九世紀中頃の土師器環が出土している。「坂津」||「坂戸」であるので、坂津(戸)地域の人々の寺を「坂津寺」と称していたと考えられる。これらの寺は伽藍、瓦葺などをもつ寺院ではなく、古代集落内のいわゆる「村落内の寺」とみなすことができる。いずれにしても、「草刈於寺环」「坂津寺」は、共同体の信仰単位を示す地域名とみてよいであろう。

古代東国の神社支配の拠点である香取神宮の近くにある千葉県佐原市吉原の地に、吉原三王遺跡が所在する。この吉原三王遺跡の竪穴住居跡から多量の墨書土器(九世紀頃)が出土しているが、その中に「吉原仲家」「吉原大島」と記されたものが目立っている。現在の佐原市内に字名「吉原」が存在し、遺跡の立地する地点が吉原の地であり、遺跡名となっているのである。

ただ、「地域名+村」と記されたものは、これまでのヘラ書須恵器・瓦や墨書土器には、現段階では確認されていない。

しかしこれらの文字資料は、何よりも共同体の生産単位や信仰単位を意味しており、一定の地域集団の呼称であることは間違いないだけに、「村」ときわめて類似したものと受けとめてよいのではないか。これらの生産単位や信仰単位を示す地域名こそが、例えばヘラ書きの「林」が意字郡拜志郷に通じるように、それらの地名の一つを里(郷)名に採用したにすぎないと想定することができよう。この点でも、近年の出土文字資料にみえる地名は、郡一里制という行政区画に隠されてしまった地域社会の実相をものがたっているのであろう。ただし、墨書土器の地名表記

が村と深く関連すると想定されるにもかかわらず、「○○村」と表記する例をみないのは、墨書土器の本質が律令文書行政の延長上に位置すること⁽¹⁸⁾に強く規制されたものと考えられる。すなわち、墨書土器は役所・集落いずれの場合も主として饗応行為にもとづくものと理解され、そこに記す地名表示はあくまでも籍帳による国一郡一里(郷)を表記したものと推測される。

小稿はあくまでも古代史料にみえる「村」表記から里との関係および古代の村の特質を鮮明にすることを目的とした。

「村」表記の特質は地点・領域表示であり、この特質を利用して国一郡一里という律令行政機構を補完したと考えられる。さらには、新たな行政区画単位として「村」の機能を活用・昇華したのが、遷都地・離宮

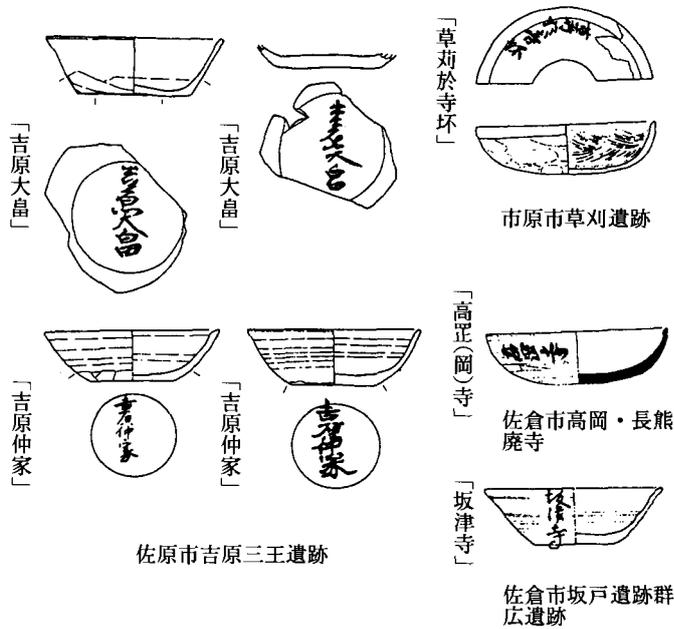


図13 千葉県内の地名を冠した墨書土器
(千葉県『出土文字資料集成(千葉県歴史資料編 古代)別冊』より)

地の「村」、辺境の地における大規模な「村」、そして最古のお触れ書きである石川県加茂遺跡出土の勝示札にみえる「深見村」の例ではないか。近年、各地の出土文字資料にみえる地域名は、おそらく「村」に深く関連すると想定される。今後の課題としては、それらを有力な手がかりに、史料的に大きく制約されている「村」の結合のあり方や編成原理の解明を試みたい。

註

- (1) 平川南監修・勅石川県埋蔵文化財センター編『発見！古代のお触れ書き―石川県加茂遺跡出土加賀郡勝示札―』大修館書店 二〇〇一年。
- (2) 吉岡真之「郡と里と村」『日本村落史講座第四巻、政治Ⅰ』雄山閣出版、一九九一年。
- (3) 鬼頭清明「郷・村・集落」『国立歴史民俗博物館研究報告』第三二集、一九八九年。
- (4) 『新日本古典文学大系 続日本紀四』(岩波書店)による。なお、参考までに、本条の後半の村表記に関わる部分の同書の補注29―33を引用しておきたい。
下総国結城郡少塩郷少嶋村から常陸国新治郡川田郷受津村にいたる河道が、当初の計画と同じであったかどうかは未詳であるが、旧河道は現在の次城県結城市山王・水海道、結城郡八千代町佐野・瀬戸井から下妻市桐ヶ瀬にいたる帯状の低地帯に求められるであろう。この旧河道は、長く下総国結城郡と常陸国真壁郡との境になっていたからである(『八千代町史』通史編、『結城市史』四)。新河道は、蛇行して湾曲した旧河道の洪水を避けるため、少嶋村から受津村まで、ほぼ現在の流路のように改修したのである。
- (5) 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報7』一九七〇年。木簡の年代は、同一層位の共伴の木簡に「天長五年」(八二八)とあることから、九世紀前半と判断される。
- (6) 同『藤原宮出土木簡5』一九八一年。
- (7) 同『平城宮木簡2』木簡番号二七一五、一九七五年。
- (8) 同『平城宮発掘調査出土木簡概報18』一九八五年。
- (9) 木簡学会『木簡研究』二四、二〇〇二年。
- (10) 拙稿「古代における東北の城柵について」『日本史研究』二三六、一九八二年四月。
- (11) 註(1)に同じ。

- (12) 高橋保「新潟・箕輪遺跡」『木簡研究』二二六、二〇〇二年。
- (13) 奈良文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部「石神遺跡発掘調査(第五次)現地説明会資料」二〇〇二年一月三日。
- (14) 註(2)に同じ。
- (15) 拙著『墨書土器の研究』吉川弘文館、二〇〇〇年。
- (16) 『勸印旆郡市文化財センター』『千葉県印旆郡栄町龍角寺五斗葺瓦窯跡』一九九七年。
- (17) 千葉県内の遺跡出土の墨書土器について、その出土例は、千葉県『出土文字資料集成』(千葉県の歴史 資料編 古代)別冊』一九九六年)による。
- (18) 註(15)に同じ(三六二頁参照)。

〔補註〕

成稿後に、山尾幸久氏の「国家掌握下の地域共同組織「村」」(『日本古代国家と土地所有』第四章第二部、吉川弘文館、二〇〇三年二月)が発表された。古代の里と村について全面的に論を展開しており、本来ならば詳細に検討せねばならないが、今は主要な論点と問題点を指摘するにとどめたい。なお、結論的に小稿とは史料分析の視角を異にしており、小稿の意義を大きく変えるものではないと判断した。

氏はまず、次のように指摘している。

里と村の関係について、杉本一樹氏「編戸制再検討のための覚書」(『日本古代文書の研究』吉川弘文館、二〇〇一年)は、国司の指揮監督下、郡司が標準課口数にできるだけ近付くように、二、三の村落を五十戸の形に編成したのであろうとする。また鬼頭氏は、「村」を人々の社会生活に密着し、地域的範囲をもつ「共同体」と見られ、国家の支配単位である「里(郷)」はこの社会組織を利用して編成されたとした。この二氏の見解はほぼ妥当なものと判断される。しかし、山尾幸久氏はこの二氏の見解に賛意を表しながら、さらに五十戸里制の編成は「村」共同体の機能を活用したに違いないとして、次のように強調している。

「村」は「弥生式時代」以来の「自然的秩序」で「集合」している「集落」などではなく、六世紀以後の国家支配下に結成された共同組織であろう。五十戸組織のような画一性はなく「村」に大小があったのは当然だが、ある程度の範囲内に収まる類同性をもっていた可能性は認めてもよいのではないかと思う。さらに「戸」こそ、複数の「村」を対象に家長五十人を戸主に指定し、親族の絆によって「村」の「家」を分属させ、国家の搾取に共同の責任を負わせる組織としたものではなからうか。

この山尾氏の見解は、小稿における上記の資料にもとづく整理でも明らかないように、編戸制以降において、地点表示などの時、あえて「村」表記を多用している事実と、やはり「里」と「村」は本来的に異質な編成原理を有していた点から判断して容易には首肯できないであろう。また山尾氏の分析では「紫香楽村」「長岡村」など、遷都・

離宮の地および「男勝村」「胆沢村」などの辺境の地の村の意義などについて十分に説明がなされていないし、氏の「村」の解釈では説明しにくいのではないか。

(国立歴史民俗博物館歴史研究部)

(二〇〇三年三月十八日受理、二〇〇三年五月九日審査終了)

Materials for the Study of *Mura* and *Sato* in Ancient Japan

HIRAKAWA, Minami

The administrative units of *sato* and *mura* were the end points of ancient Japan's regional administrative apparatus. Despite an enormous body of research on the important topic of the relationship between these two kinds of administrative unit, their relationship has yet to be made fully clear. It seems that not enough work has been directed at analyzing *sato* and *mura* for differences over time and between historical materials.

A focus on changes over time highlights the initial emergence of *mura* in regional areas followed by the creation of *sato* as an administrative unit comprising fifty households. At this stage *sato* and *mura* exist alongside one another. This condition is recorded variously in historical records. As a result, the relationship between the two grew unclear.

There is a need to examine historical records by type to discover the instances in which *mura* is used to name regional locations in ancient written materials. Dividing ancient written materials into three categories—official histories, Ritsuryo administrative records, other non-administrative materials—we find that *mura* appears most frequently in the third of these categories. To the extent this analysis reveals features common to the use of the word *mura* in the materials, these features can be regarded as characteristics of *mura*. Moreover, these characteristics can be understood as the basis of the widespread use of the word *mura*.

Analysis of materials along the above lines led to the following conclusion:

The word *mura* refers to a place or territory. This characteristic use of the word served to supplement the Ritsuryo administrative apparatus based on *kuni*, *kori*, and *sato*. Moreover, it is probable the use and elevation of *mura* as a new administrative unit were encouraged by examples set by *mura* in regions of former capitals and detached palaces, by large-scale *mura* in outlying regions, and by Fukami *mura*, whose territory marker unearthed at the Kamo site in Ishikawa Prefecture represents the oldest known edict.

In recent years it has been speculated that regional names appearing in written materials unearthed in areas of Japan are closely tied to *mura*. The next stage of research will use these as powerful clues in the effort to understand the nature and formative principles of *mura* collectivities, about which we possess so few historical records.
